

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	高等学校等就学支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

高等学校等就学支援金の支給に関する事務では、県立学校の事務室と学校企画課で事務を行っているが、県立学校事務室に対しても、特定個人情報の取り扱いを徹底するよう周知を図っている。

## 評価実施機関名

島根県教育委員会

## 公表日

平成30年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、県立高等学校在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する業務。 保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。また、支援金の支給に関する情報については、情報提供対象であるため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。
③システムの名称	高等学校等就学支援金管理システム(仮称)
2. 特定個人情報ファイル名	
高等学校等就学支援金管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の91の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	【提供側】番号法第19条第7号 別表第二の113の項並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条第1項ハ及び同条第2項ハ 【照会側】番号法第19条第7号 別表第二の113の項及び番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第58条各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	島根県教育庁学校企画課
②所属長	学校企画課長 福間 俊行
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育庁学校企画課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育庁学校企画課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

